様式第６号（第７条関係）

　岩内町指令第　　　　号

岩内町空き店舗等活用支援事業補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　様

　　　　　年　　月　　日付で交付申請のあった岩内町空き店舗等活用支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、岩内町空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱第７条の規定により通知する。

　　　　　　　　　年　　月　　日

岩内町長　　　　　　　　印

記

　1　補助金の交付決定額　　金　　　　　　　円

　2　補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

　　1)　補助事業の実施については、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認又は指示を受けなければならない。

　　　ア　補助事業等の内容を変更するとき。

　　　イ　補助事業を中止し、又は廃止するとき。

　　　ウ　補助事業等が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

　3　補助事業等が完了した際は、速やかに実績報告書に関係書類を添付して提出すること。

　4　補助事業等の歳入歳出予算については、予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

　5　本店舗家賃等補助の対象期間が２か年度にわたるときは、２年度目における岩内町空き店舗等活用支援事業補助金の予算が確保されない場合は、補助しないこととする。